

第 2 1 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月14日（火）午後4時00分～4時15分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 9人
 - 1 番 横山 正行
 - 2 番 金子 節夫
 - 3 番 松崎 マサエ
 - 5 番 小林 修
 - 6 番 中村 政五郎
 - 7 番 島田 信成
 - 8 番 高田 洋子
 - 9 番 天谷 豊
 - 10 番 大川 則彦
4. 欠席委員 4 番 松島 章倫
5. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主事 小林 智貴
6. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名について
 - 第 2 議案
議案第 6 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
7. 会議の概要

会長(天谷)	それでは只今より、第21回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。
事務局長(吉田)	会長、発言よろしいでしょうか。令和4年2月8日開催の第20回邑楽町農業委員会総会の議案第62号の農地法第5条第1項の規定による許可申請についての案件番号4番・5番の審議において、現地確認の報告ができなかったこと、また採決において不明瞭な点があったことを踏まえまして、天谷会長の意思により、本日改めて審議を行うことになりました。事務局を代表してお詫び申し上げますと共に、委員の皆様には何卒ご理解いただけるよう、お願いいたします。以上でございます。
会長(天谷)	事務局より出席状況の報告をお願いします。
事務局長(吉田)	只今の出席委員数は、9名でございます。また松島委員より欠席の連絡をいただいております。
会長(天谷)	事務局の報告の通り、本日の出席委員数は9名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第21回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。
	<p data-bbox="545 1146 746 1182"><会長挨拶></p> <p data-bbox="507 1236 1452 1438">これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号5番小林修委員、同じく6番中村政五郎委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p data-bbox="507 1491 1452 1608">次に、議案第63号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番と2番について事務局より一括して説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p data-bbox="507 1662 1452 1832">議案第63号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年2月14日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p data-bbox="507 1877 1452 2076">番号1番及び番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1番については1ページから4ページ、2番については5ページから9ページを参照してください。以上です。補足説明として、番号1番の箇所に</p>

	<p>については令和3年8月6日付け、番号2番の箇所については令和3年10月11日付けでそれぞれ農地改良届出が提出されていましたが、嵩上げに使用する土に建設残土が建設残土を用いて行うということから、その後東部農業事務所からの指導によりこの度嵩上げ工事が完了するまでの期間の一時転用許可申請がなされたものでございます。以上のような状況については東部農業事務所も把握済であることを申し添えます。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>6番(中村)</p>	<p>6番中村です。2月4日に事務局と1班で行いました。申請地は大字中野字江尻地内、案内図は資料1ページと5ページ、平面図は2ページと6ページを参照してください。申請地は中野沼周辺の農用地区域内(青地)です。農用地区域内(青地)は基本的に転用は不可ですが、今回の案件は農地を一時的に土盛りする期間の一時転用であるため、不許可の例外に該当します。ですが1班として総合的に判断した結果、許可相当と思われますが、現地の状況やこれまでの経過を総合的に判断した結果、許可もしくは不許可の最終的な判断については群馬県知事の判断にゆだねるのがよろしいかと思えます。以上、現地確認の報告いたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について、現地の状況やこれまでの経過を総合的に判断した結果、許可相当もしくは不許可相当の最終的な判断は、県知事の判断にゆだねるということで賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって許可相当もしくは不許可相当の最終的な判断は県知事の判断にゆだねるということで可決し、意見書を県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第21回邑楽町農業委員会総会を閉会いた</p>

します。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和4年3月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 小林 修

委員 中村 政五郎